平成２２年度公共事業事前評価調書（簡易型）

（土石流被害の防止による評価 ）

（区分） (国補) ・ 県単

事業名	治山事業 ［ 水土保全治山事業(国補)］	事業箇所	韮崎市　旭町　上條北割	地区名	甘利沢（あまりざわ）	事業主体	山 梨 県

(1) 事業概要

①課題・背景

本箇所は韮崎市旭町に位置する一級河川甘利沢川の上流であるが、近年の集中豪雨により渓流の荒廃が顕著となり、下流鍋山集落への土砂流出のおそれが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、下流保全対象の保護を図る必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標　〇土石流被害の防止

保全対象　人家 30 戸、県道 800 m、市道 2400 m
水道施設 1 箇所

緊急度・危険度　10 ≧ 10 点 ※

被害軽減額　379 ≧ 340 百万円 ※

（※：評価基準値）

□副次目標　―

□副次効果　―

(2) 整備内容と整備量

①整備内容　嵩上工３基
谷止工３基

②整備期間　平成２３年度～平成２５年度

③総事業費　約１３７百万円（国費６８百万円(5/10) 県費６９百万円(5/10)）

④全体計画

平成２３年度	嵩上工２基		４６百万円
平成２４年度	谷止工２基		４６百万円
平成２５年度	嵩上工１基	谷止工１基	４５百万円

⑤既整備内容・期間・事業費

昭和３６年～平成１４年　谷止工９基　１７９百万円

(3) 事業の妥当性評価

	妥当	妥当でない
①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	○	
・森林法第４１条第１項に規定された「保安施設事業」に該当		
②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）	○	
・森林法第４１条第３項の規定により都道府県知事が整備		
③経済妥当性	○	
費用便益費　便益(B)／費用(C)＝８．６５＞１．０		
・便益(B)＝ 1101 百万円　・費用(C)＝ 127 百万円		
④事業実施・規模の妥当性	○	
・流域内は治山堰堤９基が設置されているが満砂となっている。なお、砂防等同等施設の計画はない。		
⑤整備手法の有効性	○	
・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効		
⑥環境負荷への配慮	○	
・切土盛土面は緑化し、裸地を残さない		
・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を低減する		
⑦事業計画の熟度	○	
・地元韮崎市からの強い要望あり		

＜妥当性評価＞

・７項目全て妥当であることから、妥当と判断する

(4) 事業間優先度評価

・貢献度ランク：ａ、副次効果ランク：２　∴優先度評価：Ⅰ

総 合 評 価　○

・(3)及び(4)の結果から実施

【事業位置図等】

省略